東部総合処理センター破砕選別施設
整備・運営事業

基本協定書（案）

令和４年６月

西　宮　市

目　　次

第1条　（目的及び用語の定義）・・・ 1

第2条　（当事者の義務）・・・ 3

第3条　（連帯責任）・・・ 3

第4条　（共同企業体の結成）・・・ 3

第5条　（特別目的会社の設立等）・・ 3

第6条　（談合その他の不正行為による事業契約の不締結及び本協定の解除）・・・・・・・・ 4

第7条　（事業契約の締結等）・・・ 5

第8条　（参加資格喪失等による事業契約の不締結及び本協定の解除）・・・・・・・・・・・・・・ 5

第9条　（準備行為等）・・・ 5

第10条　（事業契約不調の場合の処理）・・ 5

第11条　（秘密保持義務）・・・ 5

第12条　（有効期間）・・・ 5

第13条　（準拠法及び管轄裁判所）・・・ 6

第14条　（解釈）・・・ 6

第15条　（定めのない事項）・・・ 6

別　　紙

別紙１（第４条関係）・・・ 8

別紙２（第５条関係）・・・ 12

別紙３（第５条関係）・・・ 13

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業
基本協定書（案）

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し，西宮市（以下「市」という。）と本事業の落札者である●●グループ（以下「落札者」という。）の構成企業である●●，●●は，次の条項により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び用語の定義）

第１条　本協定は，落札者が本事業を実施する者として選定されたことを確認し，本事業に係る設計・建設業務，運営業務及び維持管理業務を一括して契約するための基本的事項に関する基本契約の締結，設計・建設業務に係る建設工事請負契約の締結，運営業務及び維持管理業務に係る運営・維持管理基本契約の締結，運営・維持管理基本契約の定めによる個別契約の締結に向けて，市及び落札者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。なお，建設工事請負契約は，仮契約の締結後，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年西宮市条例第 34 号）第２条の規定による西宮市議会の議決を経た後，本契約を締結する。なお，議会の議決が得られなかった場合は，市と落札者はすべての事業契約を締結しない。

２　本協定において，次の用語は次に規定する意味を有する。

(1)　「構成企業」とは，第１構成員及び第２構成員をいう。

(2)　「第１構成員」とは，プラントの設計・建設業務を行う者，運営業務を行う者，維持管理業務を行う者をいう。

(3)　「第２構成員」とは，建築物の設計業務を行う者，建築物の建設業務を行う者をいう。

(4)　「代表企業」とは，本協定に基づく行為において落札者の代表を務める者をいい，プラントの設計・建設業務を行う者をいう。

(5)　「特別目的会社」とは，本施設の運営業務及び維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社（SPC）をいう。

(6)　「共同企業体」とは，市と建設工事請負契約を締結する建設事業者による共同企業体をいう。なお，単独企業で設計・建設業務を行う場合は設立しない。

(7)　「本施設」とは，マテリアルリサイクル推進施設をいう。

(8)　「マテリアルリサイクル推進施設」とは，本事業において設計・建設，運営，維持管理されるマテリアルリサイクル推進施設の工場棟のほか，直接搬入車両受

入棟，計量機，駐車場，構内通路，植栽，門扉の設備，建築物及びその附帯設備を含めていう。

(9) 「工場棟」とは，本施設のうち，ごみ処理，事務及び啓発に関する建屋及びプラント等をいう。

(10) 「直接搬入車両受入棟」とは，本施設のうち，直接搬入車両のごみの受入に関する建屋及びプラント等をいう。

(11) 「直接搬入車両」とは，直接搬入者が使用する車両をいう。

(12) 「プラント」とは，本施設におけるごみ処理に必要な全ての設備（機械設備，電気設備及び計装設備等）を総称していう。

(13) 「建築物」とは，本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。

(14) 「事業契約」とは，基本契約，建設工事請負契約，運営・維持管理基本契約，運営・維持管理業務委託契約を個別に又は総称していう。

(15) 「基本契約」とは，落札者及び特別目的会社に本事業を発注するための基本的事項について，市，落札者及び特別目的会社で締結する契約をいう。

(16) 「建設工事請負契約」とは，本事業の設計及び建設の実施のために，市と建設事業者が締結する契約をいう。

(17) 「建設事業者」とは，市と建設工事請負契約を締結する者で，本施設の設計・建設業務を担当する者をいう。

(18) 「設計・建設業務」とは，本施設のプラント設計・建設，建築物の設計・建設を行う業務をいう。

(19) 「運営・維持管理基本契約」とは，運営・維持管理事業者に運営業務及び維持管理業務を発注するための基本的事項について，市と運営・維持管理事業者で締結する契約をいう。

(20) 「運営・維持管理業務委託契約」とは，本事業の運営・維持管理の実施のために，運営・維持管理基本契約に基づき，市と運営・維持管理事業者が各個別契約の業務履行期間毎に締結する契約をいう。

(21) 「運営・維持管理事業者」とは，市と運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約を締結する者で，本施設の運営業務及び維持管理業務を担当する者をいう。

(22) 「運営業務」とは，本施設の運転，環境管理，見学者対応等の運営を行う業務をいう。

(23) 「維持管理業務」とは，機械設備のメンテナンス（定期点検，補修等）を行う業務をいう。

(24) 「個別契約」とは，市と運営・維持管理事業者が締結する運営・維持管理業務委託契約であり，運営業務及び維持管理業務の業務履行期間の第１期から第４期の４つの期間における各々の契約を個別に又は総称していう。

３　市は本協定に基づくすべての行為を代表企業に対して行うものとし，市が当該代表企業に対して行った本協定に基づくすべての行為は，落札者の構成企業であるすべての企業に対して行ったものとみなし，また，落札者の構成企業は，市に対して行う本協定に基づくすべての行為について，当該代表企業を通じて行わなければならない。

（当事者の義務）

第２条　市及び落札者は，事業契約の締結に向けて，事業契約の趣旨及び解釈を明瞭化するための協議を行うものとし，市及び落札者はそれぞれ誠実に対応する。

（連帯責任）

第３条　構成企業は，本協定に基づく各構成企業の責任及び債務を，連帯して負担するものとする。

（共同企業体の結成）

第４条　資格審査申請書で共同企業体を結成するとした構成企業は，本協定締結後，速やかに共同企業体を結成し，別紙１に示す共同企業体に関する協定書を市へ提出しなければならない。

（特別目的会社の設立等）

第５条　資格審査申請書で特別目的会社に出資するものとした構成企業は，本協定締結後，速やかに西宮市を本店所在地として，本施設の運営業務及び維持管理業務の遂行のみを目的として次に掲げる要件を満たす特別目的会社を設立し，令和●●年●●月●●日までに，特別目的会社に係る商業登記の現在事項全部証明書を市に提出しなければならない。

（１）会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社であること。

（２） 会社法第 326 条第２項に従い取締役会，監査役，会計監査人の設置に関する定款の定めを置いていること。

（３） 特別目的会社の株式は株券を発行せず，譲渡制限株式の１種類とし，特別目的会社の定款に会社法第 107 条第２項第１号の定めを規定するが，会社法第 214 条の定めを置いていないこと。

（4） 特別目的会社の株主の構成及び出資額は別紙２に記載するとおりであること。

２　落札者は，特別目的会社の全ての出資者をして，別紙３の様式による出資者保証書を作成させ，これを第１項の定めるところに従って提出する特別目的会社に係る商業登記の現在事項全部証明書に添えて市に提出させるものとする。

３　落札者は，特別目的会社の取締役が選任された場合，特別目的会社をしてこれを市に報告させるものとする。

４　特別目的会社に出資する構成企業は，特別目的会社の設立前に，その設立及び運営に関し，次の各号を満たす株主間契約を締結する。

（1） 特別目的会社の株式は株券を発行せず，譲渡制限株式の１種類とし，特別目的会社の定款に会社法第 107 条第２項第１号の定めを規定するが，会社法第 214 条の定めを規定しないこと。

（2）別紙２に従い，特別目的会社を設立すること。

（3）プラントの設計・建設業務を行う者の出資比率は出資全体の 50％を超える割合とし，市が承諾して変更する場合を除き，本事業期間を通じてこれを維持すること。

（4） 特別目的会社の資本金額は金 40,000 千円以上とし，市が承諾して変更する場合を除き，本事業期間を通じてこれを維持すること。

（5） 特別目的会社の定款に，会社法第 326 条第２項に従い取締役会，監査役，会計監査人の設置に関する定款の定めを置いていること。

（6） 特別目的会社の本店所在地は西宮市内とし，本事業期間を通じてこれを維持すること。

（談合その他の不正行為による事業契約の不締結及び本協定の解除）

第６条　構成企業のいずれかが本事業の入札手続きに関して，次の各号のいずれかに該当したときは，市は，本協定を解除し，かつ事業契約を成立させないことができる。

（1） 構成企業のいずれかが，排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。）を受け，当該排除措置命令が確定したとき。

（2） 構成企業のいずれかが，課徴金の納付命令（独占禁止法第 62 条第１項に規定する納付命令をいう。）を受け，当該納付命令が確定したとき。

（3） 構成企業のいずれか（構成企業が法人の場合にあっては，その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は同法第 198 条の規定による刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

（事業契約の締結等）

第７条　市及び構成企業は，令和５（2023）年３月下旬を目途として，事業契約を全て締結するよう，かつ構成企業は特別目的会社をして締結させるよう，それぞれ最大限の努力をする。ただし，建設工事請負契約は，令和５（2023）年２月上旬を目途として，仮契約を締結し，令和５（2023）年３月下旬に西宮市議会の議決をもって本契約を締結するものとする。

２　基本契約，運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約（第１期個別契約）は，建設工事請負契約の本契約が締結されたことを条件とし，建設工事請負契約の本契約締結日付で締結する。

（参加資格喪失等による事業契約の不締結及び本協定の解除）

第８条　本協定の締結後，構成企業のいずれかについて，本事業に係る入札説明書に規定する参加資格要件を有していなかったことが判明したとき，又は，参加資格要件を喪失したとき，市は，本協定を解除し，かつ事業契約を成立させないことができる。

（準備行為等）

第９条　事業契約締結前であっても，落札者は，自己の責任と費用において本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし，市は，必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。

（事業契約不調の場合の処理）

第 10 条　事業契約の締結に至らなかった場合においても，落札者は，本事業の準備に関して既に支出した費用を自ら負担するものとする。

（秘密保持義務）

第 11 条　市及び落札者は，本協定に関する事項につき知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この規定は，本協定終了後も有効とする。

（有効期間）

第 12 条　本協定の有効期間は，本協定の締結日から事業契約（第２期，第３期及び第４期の個別契約を除く。）の効力が発生したときまでとし，市及び落札者を法的に

拘束するものとする。ただし，事業契約が締結に至らなかった場合には，事業契約の締結不調が確定した日をもって，本協定は終了するものとする。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 13 条　本協定は，日本国の法令に従い解釈されるものとし，本協定に関する紛争は，神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（解釈）

第 14 条　本協定に基づく書面による通知は，日本語で作成される。

２　本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は，日本語とする。

３　本協定の変更は書面で行う。

（定めのない事項）

第 15 条　本協定に定めのない事項については，必要に応じて市及び落札者が協議して定めることとする。

本協定の締結を証するため，この基本協定書を●通作成し，市及び●●グループの構成企業が，それぞれ記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和　年 月　日

収　入 印　紙

（市）
住　所　　西宮市六湛寺町 10 番 3 号
西宮市　　　　　　　　　　　　　　印
代表者　　西宮市長　　●●　●●

（代表企業）
住　所
　　　　　　　　　　　　　　　　　印
氏　名

（構成企業）
住　所
　　　　　　　　　　　　　　　　　印
氏　名

（構成企業）
住　所
　　　　　　　　　　　　　　　　　印
氏　名

（構成企業）
住　所
　　　　　　　　　　　　　　　　　印
氏　名

別紙１（第４条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　西宮市発注に係る東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

（２）　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、●●特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を●●市●●町●●番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、●年●月●日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（当企業体の構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

●●県●●市●●町●●番地

●●株式会社

●●県●●市●●町●●番地

●●株式会社

（当企業体の代表者の名称）

第６条　当企業体は、●●株式会社を代表者とする。

（当企業体の代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、市及び

監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第８条　当企業体の各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき市と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

プラント設備工事	●●株式会社
建築工事及び解体撤去工事	●●株式会社

２　前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、次に定めるところによるものとする。

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

プラント設備工事	●●株式会社	●●円
建築工事及び解体撤去工事	●●株式会社	●●円

（運営委員会）

第９条　当企業体は、当企業体の構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

（当企業体の構成員の責任）

第 10 条　当企業体の各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条　当企業体の取引金融機関は、●●銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（当企業体の構成員の必要経費の分配）

第 12 条　当企業体の構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条　本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、当企業体の各構成員の分担額を決定するものとする。

（当企業体の構成員の相互間の責任の分担）

第 14 条　当企業体の構成員がその分担工事に関し、市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　当企業体の構成員が他の当企業体の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における当企業体の構成員の脱退）

第 16 条　当企業体の構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における当企業体の構成員の破産又は解散に対する処置）

第 17 条　当企業体の構成員のうちいずれかが工事途中において破産、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

２　前項の場合においては、第 14 条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後契約不適合責任）

第 18 条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、当企業体の各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表者商号）●●外１社は、以上のとおり●●特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書３通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は西宮市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

（代 表 者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単社使用印鑑
住　　所

印

氏　　名

（構 成 員）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単社使用印鑑
住　　所

印

氏　　名

別紙２（第５条関係）

特別目的会社の資本金，資本準備金の額及び株主構成

資本金　　　　　　　　　　：
資本準備金　　　　　　　　：
発行済株式の総数　　　　　：

出資者　（代表企業）
　　商　号　　　　　　　　：
　　出資額　　　　　　　　：
　　引き受ける株式の総数　：

出資者　（構成企業）
　　商　号　　　　　　　　：
　　出資額　　　　　　　　：
　　引き受ける株式の総数　：

出資者　（構成企業）
　　商　号　　　　　　　　：
　　出資額　　　　　　　　：
　　引き受ける株式の総数　：

別紙３（第５条関係）

令和●年●月●日

西宮市長　●●●　様

出 資 者 保 証 書

西宮市（以下「市」という。）及び落札者である●●，●●及び●●（以下「構成企業」という。）との間で，令和●年●月●日付で締結された東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する基本協定（以下「本協定」という。）第５条第１項に基づいて設立した●●●（以下「特別目的会社」という。）に関して，本日付けをもって，下記の事項を市に対して誓約し，かつ，表明・保証いたします。なお，特に明示の無い限り，この出資者保証書において用いられる語句は，本協定において定義された意味を有するものとします。

記

１　特別目的会社が，令和●年●月●日に，会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として適法に設立され，かつ，本日現在，有効に存在するものとします。

２（１）本日時点における特別目的会社の発行済株式の総数は，●株になります。

（２）特別目的会社の株式のうち，●株は●●が，●株は●●が，●株は●●がそれぞれ保有するものとします。

（３）本日時点における特別目的会社の本店所在地は，●●であり，これを市の事前の書面による承諾なしに移転させません。

（４）本日時点における特別目的会社の取締役は，●●，●●，●●です。本日以降，取締役が新規に選任され，又は改選された場合，特別目的会社をしてこれを市に報告させます。

３　本事業が終了する時まで特別目的会社の株式を保有するものとし，市の事前の書面による承諾がある場合を除き，当該株式の譲渡，担保権の設定，株式持分比率の変更となる行為その他一切の処分を行いません。

以上

(代表企業又は構成企業)

住　　所

印

氏　　名